

〔川崎医療福祉学会ニュース〕

川崎医療福祉学会 第46回研究集会（講演会）

日時：平成26年6月11日（水）13：45～
場所：川崎医療福祉大学 10階 大会議室

「研究成果と知的財産」

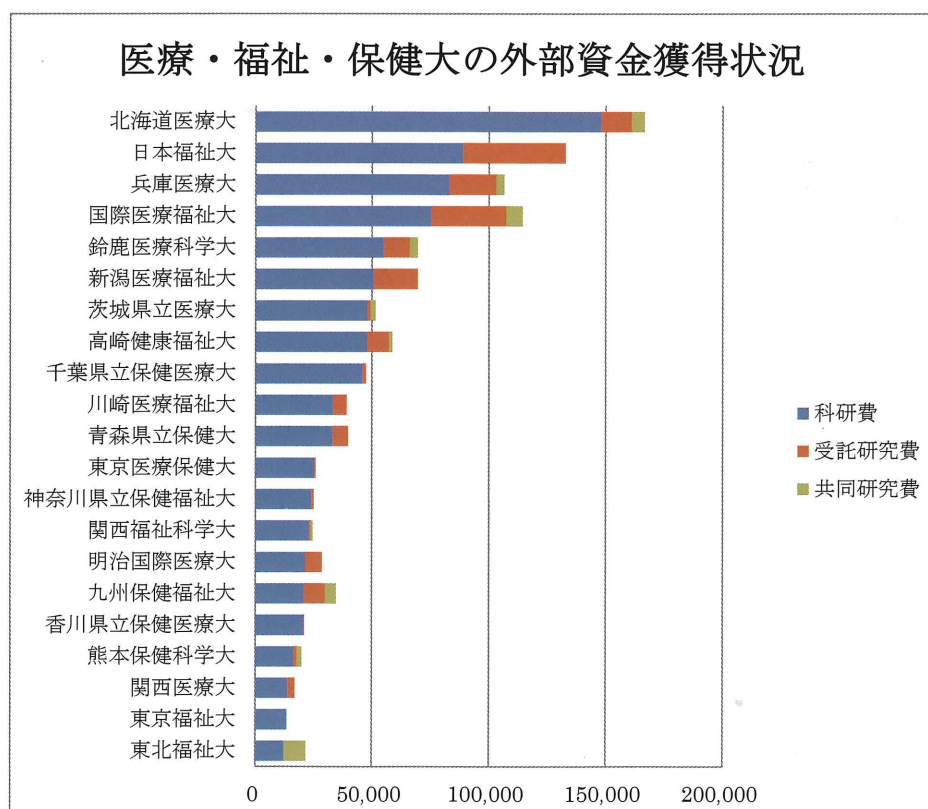
広域大学知的財産アドバイザー 杉原 長利 氏

講演要旨

1991年以降「失われた20年」といわれていますが、その間景気回復に向けて大学に対する期待は益々大きくなっています。まず、1995年には「科学技術立国」を目指して「科学技術基本法」が成立し「国及び地方公共団体は大学の研究の活性化を図る」という国の方針が明確になりました。また、2002年には「知的財産立国」を目指す「知的財産基本法」が成立し「大学は研究成果の普及に積極的に努める」という大学の役割が明確になりました。更に、2006年には「教育基本法」が改正され大学には従来の教育と研究という2つの使命に加えて「研究成果を広く社会に提供することにより社会の発展に寄与する（研究成果の社会還元）」という大学の第3の使命が追加されました。

その結果、文部科学省の科研費は、「科学技術基本法」の成立後2.3倍以上に増加し大学の研究活動の活性化に寄与しています。更に、最近10年で大学の受託研究費や共同研究費の獲得額も2倍になっており、大学の研究成果を社会に還元するための産学連携が進んでいることが分かります。

そこで、川崎医療福祉大学と医療（医療・福祉・健康）系の大学の平成24年度の科研費採択額と受託研究費と共同研究費の獲得額を棒グラフで比較してみました。



ピックアップしました大学は、それぞれ学部の構成が貴学とは異なる上に、薬学部を持つ大学は外部資金獲得額が多いという傾向にありますので、このグラフのみから「貴学の外部資金額の割合がどのようにあるべきか？」とか「どの大学をベンチマークして研究を活性化するか？」等の研究のあるべき姿について検討することは困難ですが、研究の活性化計画を立てていただく場合の参考にさせていただければと思います。

大学の産学連携形態は「シーズ志向」の研究がメインですが、貴学のような医療系の大学では、医療現場等のニーズから生まれる「ニーズ志向」の医工連携研究もあります。この「ニーズ志向」の医工連携研究は、地域の中小企業との連携が一般的であり、地域社会に直接貢献できる点で意義のある産学連携です。川崎医科大学や川崎医療短期大学とも連携した「ニーズ志向」の産学連携活動にも取り組むことについても是非ご検討下さい。

研究の活性化の為には、科研費以外に競争的資金の獲得も必要です。他大学では競争的資金の公募情報を学内のホームページに掲載して学内で情報共有すると共に、特定の先生と関係の深い公募情報についてはホームページへの掲載に留まらず、先生に直接メールして注意喚起をした上で、先生より応募するか否かの意向確認までされているのが実情です。貴学もそのような仕組みを採用することについては是非ご検討いただければと思います。

また、先生方の研究成果を共同研究に向けてアピールすることも必要ですから、今後は特許出願した研究成果については、他大学と連携してJSTの新技术説明会で発表したり、シーズ集を作成して外部に配布したり、イノベーションジャパン等の展示会への出展も積極的に取り組んでいただく必要があると思います。

最後に特許出願する際に大学として留意していただくべき点を3点ほど挙げさせていただきます。

第1に大学では、研究論文の発表を優先させ後で特許出願される傾向があります。確かに、研究論文公開後6か月以内なら所定の手続を行って特許出願すれば、その研究論文公表の事実はなかったものとして審査されますが、色々なリスクや制限が生じますので、必ず研究論文公表前に特許出願を済ませて下さい。

第2に大学の特許出願は、発明者が絡む先の論文が先行技術となり進歩性が否定される傾向があります。出願費用を無駄にしないためにも、発明者自ら発表した論文との違いは必ず出願決定前に必ずチェックして下さい。

第3に川崎学園には、「ロイヤリティの獲得可能性がない特許出願はしない」という基本方針が残っています。この規定は各大学が「特許は儲けるもの」という幻想を抱いていた頃の基本方針です。今では、各大学とも「特許は研究の活性化に資するもの」という考え方に改められていますので、この基本方針についても改訂を検討していただきたいと思います。